

令和3年度4月補正予算(専決)の概要

子育て世帯生活支援特別給付金、及び福島県沖地震被災住宅の再建支援に要する経費

1. 各会計の補正予算額

(単位：千円)

会計名	既定額	補正額	計	備考
一般会計	28,563,772	153,707	28,717,479	別紙のとおり
小田川財産区特別会計	2,921		2,921	
大屋財産区特別会計	393		393	
樋ヶ沢財産区特別会計	463		463	
国民健康保険特別会計	5,679,209		5,679,209	
後期高齢者医療特別会計	674,266		674,266	
介護保険特別会計	5,777,386		5,777,386	
地方卸売市場特別会計	18,617		18,617	
水道事業会計	2,203,032		2,203,032	
工業用水道事業会計	131,254		131,254	
下水道事業会計	4,286,055		4,286,055	
合計	47,337,368	153,707	47,491,075	

2. 一般会計 補正予算(第2号)の内容

(単位：千円)

事業名	金額	事業の概要
<民生費> 子育て世帯特別支援事業 【こども支援課】	49,234	子育て世帯生活支援特別給付金事業 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金を給付する。 ・事業内容 対象者 低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給者、直近収入が児童扶養手当受給水準まで減少した者等) 給付金 48,500千円 ※子供1人当たり50千円 事務費 734千円 ※会計年度任用職員報酬、通信運搬費等 ・財源(国:10/10) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
災害救助関係事業 【生活防災課】	1,800	令和3年2月福島県沖地震において被災した住宅の被害程度に応じて見舞金を支給する。 災害見舞金 1,800千円(全壊10万/世帯・2万/人、半壊5万/世帯・1万/人)
被災住宅応急修理事業 【建築住宅課】	62,855	被災した住宅の被害程度に応じて日常生活に必要な部分に対し応急的な修理に係る経費を支援する。 ・半壊以上:595千円以内、準半壊:300千円以内(県:10/10) ・一部損壊:100千円以内(県:9/10)
<衛生費> 災害廃棄物処理事業 【環境保全課】	39,818	被害程度が全壊又は半壊の判定を受けた住宅の解体、撤去に係る経費を支援する(国:1/2)。
合 計	153,707	

※補正額の財源内訳(千円)

国庫支出金	69,143	
県支出金	60,065	
繰入金	24,499	(財政調整基金)
計	153,707	